

令和6年度 新潟県受託事業 訪問看護就業支援プログラム事業 実施要項

- 1 目的 看護職員および看護学生等に対して、訪問看護ステーション職場体験の機会を提供し、訪問看護への理解を深めるとともに就業意欲を高めることにより、訪問看護師の確保および定着につなげる。
- 2 実施主体 公益社団法人新潟県看護協会（以下本会という）
- 3 受入施設 体験受入の承諾を得た県内の訪問看護ステーション（以下受入協力施設という）
- 4 対象者 訪問看護に関心のある看護職員
訪問看護に関心のある看護学生
- 5 募集方法
 - 1) 受入協力施設；県内の全訪問看護ステーションに案内し、申し込みを受ける。
 - 2) 体験者；ナースセンター（支所を含む）窓口にてリーフレットを設置し周知する。
県内のハローワークおよび看護職員養成校等にリーフレットを配布または持参し、周知する。
体験申込書による申し込みを受ける。
- 6 体験人数 各日1名程度
- 7 実施期間 令和6年5月～令和7年2月末日
- 8 実施内容
 - 1) 職場体験；オリエンテーション（訪問看護の概要、業務の流れ等）
訪問看護業務の見学（訪問看護サービスの同行、他職種連携の実際等）
意見交換 等
 - 2) 日数；1日～4日間／回
具体的な実施日数および日程は、受入協力施設および体験者の希望を考慮し本会が調整する。
- 9 費用
 - 1) 受講料は無料
 - 2) 体験中の事故に備えた保険加入の保険料は自己負担（詳細は10 特記事項に記載）
 - 3) 本会は、受入協力施設に実習費として1施設当たり3,520円／回を支払う。
資料代やユニフォームを貸し出した場合のクリーニング代、その他経費は謝金で賄うものとする。
- 10 特記事項
 - 1) 協定について
体験実習日程決定後、受入協力施設と本会は体験実習に関する協定を締結する。
 - 2) 個人情報保護について
 - (1) 本会は個人情報保護について、本会個人情報保護規定に基づき適正に管理する（個人情報保護規定；本会ホームページに掲載）

(2) 体験者は、当事業により知り得た個人情報および受入協力施設の機密情報等を他に漏らしたり提供したりしてはならないものとする。また、受入協力施設に対し、誓約書を提出することとする。

(3) 受入協力施設は、当事業により知り得た体験者の個人情報等を他に漏らしたり提供したりしてはならないものとする。

3) 保険について

(1) 体験者は、体験実習中の事故に対応できる保険に加入することとする。

(2) 日本看護協会看護職賠償責任保険制度に加入していない場合、研修補償制度 Will&e-kango に加入する。その際の加入手続きは、本会が代行する。加入費用未払いの場合は、体験不可とする。

4) その他

(1) 万が一、体験実習中に事故やトラブルがあった場合は、受入協力施設の指示に従い行動し、事後、本会にその内容について報告する。

(2) 体験者は、現地集合・現地解散とする。

(3) 体験実習時の集合時間、持ち物、服装等については、受入協力施設において指定する。

(4) 受入協力施設は、体験者が受入協力施設に就業することを協力の条件としない。

(5) 体験者が未就業の場合、「看護職員再就職支援セミナー 復職体験コース」と共同で実施するため、「届出制度」および「e ナースセンター」への求職登録をする。

(6) 体験終了後、体験者および受入協力施設にアンケートを実施し、事業の評価を行う。